

平成30年度府中市交通安全対策審議会議事録

▽日時 平成30年11月9日(金) 午前10時から午前11時5分

▽会場 府中市役所 北庁舎3階 第一会議室

▽出席者 委員 高津委員、清水委員、増山委員、佐藤委員、赤野委員、
寺田(朋)委員、瀬崎委員、石井委員、坂口委員、松田
委員、小牧委員、市川委員、戸塚委員、五十嵐委員、
小島委員、森友委員、榎本委員、志水委員、畑澤委員、
土橋委員、以上20名

事務局 古森生活環境部長、石川生活環境部次長兼地域安全対
策課長、小塚地域安全対策課長補佐、渡邊地域安全対
策課主査、関塚地域安全対策課事務職員、以上5名

▽欠席者 委員 寺田(慎)委員、大蔵委員、渡辺委員、以上3名

▽傍聴者 0名

次第

1 委員の変更について

2 事務局紹介

3 会長の選出

4 議題

(1) 府中市の交通事故の状況について(府中警察署)

(2) 自転車活用推進計画について(府中市)

5 その他

【配布資料】

資料1 平成30年度府中市交通安全対策審議会委員名簿

資料2 府中の交通事故の状況について

資料3-1 自転車活用推進計画の概要(国土交通省)

資料 3-2 自転車活用推進計画(国土交通省)

資料 3-3 自転車活用推進計画について(国土交通省)

参考資料 1 平成 30 年度事業計画・平成 29 年度事業報告書
(府中交通安全協会)

参考資料 2 府中市の交通事故

(開会)

事務局

皆さま、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。
います。

これより、平成 30 年度府中市交通安全対策審議会を開催いたします。

私は地域安全対策課課長補佐の小塚でございます。

本来であれば、本会の会長に司会をお願いするところでございますが、本会の林会長におかれましては、選出母体である府中交通安全協会において役員
の改選がございまして、会長職を降りられました。その関係で、後ほど次第
の 3 で議題とさせていただきますが、新会長が選任されるまでの間、事務局
の方で司会をさせていただきますと思いますのでよろしく願いいたします。

まず、はじめに本日の出席状況ですが、委員定数 23 名中 20 名の委員
がお集まりいただいております。

半数以上の出席に伴い、本審議会は有効に成立することをご報告致しま
す。

また、本日傍聴については申請者がなかったことから省略させていただきます。

続きまして次第 1 にあります「委員の変更」につきましてご説明いたし
ます。

所属組織の人事異動などにより 5 名の委員の変更があり、お手元の資料
にありますとおり府中警察署長の寺田委員と交通課長の瀬崎委員、府中消
防署から警防課長の石井委員、府中交通安全協会から会長の小牧委員、副
会長の市川委員が新たに委員として選出されましたことをご報告します。

それでは、新たに委員に就任された方々に一言ご挨拶をお願いしたいと思いを思います。

寺田委員

おはようございます。4月27日付で府中警察署長を命ぜられ着任いたしました寺田でございます。この交通安全対策審議会につきましては以後、時間の許すかぎり参加したいと思っておりますので宜しくお願いします。

瀬崎委員

皆さんおはようございます。府中警察署交通課長の瀬崎です。4月1日付で着任し、もう6カ月経過しました。宜しくお願いします。

石井委員

みなさんおはようございます。本年4月1日より府中消防署の警防課長を拝命しました石井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。やはり消防署としましても火災に限らず府中市民の安全・安心のために努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

小牧委員

おはようございます。府中交通安全協会の会長を仰せつかっております小牧と申します。私も6月4日に会長の職を仰せつかりまして戸惑っているところですけど、皆様方のご支援をいただきまして交通事故の防止に対してできるだけご協力して、皆様のご理解を頂けるような活動をしていきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願ひいたします。

市川委員

みなさんおはようございます。府中交通安全協会の市川強と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして次第2の事務局職員の紹介に移らせていただきます。

昨年度末で生活環境部長の間宮が退職いたしました。今年度から、古森が生活環境部長として着任いたしました。一言ご挨拶させていただきます。

古森部長

改めまして皆さまおはようございます。この4月に生活環境部長に着任しました古森と申します。どうぞよろしく申し上げます。本日はお足元の悪いなか、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から本市の交通安全施策にご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして熱く御礼申し上げます。さて、本市では当審議会からの答申や会議の席上でいただきましたご意見などに基づき、自転車ナビマークの設置やスケアード・ストレイト方式の交通安全教育の実施等様々な交通安全施策を推進しているところでございます。しかしながら、後ほど府中警察署の瀬崎交通課長さんから詳しいご説明があると思いますが、市内においてはまだまだ多くの交通事故が発生しており、特に自転車にかかわる事故が4割と高い状況になっております。また国においては昨年、自転車活用推進法が施行し、交通安全を図りつつ自転車の利用増進をすすめる方針とのことでございます。このようなことを踏まえつつ本市としましても更なる交通安全施策に努めていきたいと考えておりますので当審議会におきましても活発な議論をいただきたいと存じます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

事務局

また、4月に地域安全対策課長、職員につきましても移動がございましたので自己紹介をさせていただきます。

石川次長

みなさんこんにちは、この4月の人事異動によりまして生活環境部次長兼地域安全対策課長として着任しました石川と申します。市民の安全・安心を守りながら交通安全対策を推進していきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

小塚補佐

改めましておはようございます。地域安全対策課長補佐兼安全係長の小塚です。

渡邊主査

おはようございます。地域安全対策課主査の渡邊と申します。よろしく願い致します。

関塚事務職員

同じく地域安全対策課の事務職員の関塚と申します。よろしく願いします。

事務局

事務局の紹介につきましては以上となります。

続きまして本日の配布資料のご確認をお願いいたします。次第、席次表の他、資料1は委員の変更もございましたので再度委員名簿を配布いたしました。

資料2は、府中の交通事故の状況についての資料

資料3-1は、自転車活用推進計画の概要

資料3-2は、自転車活用推進計画

資料3-3は、自転車活用推進計画について

また、

参考資料1 交通安全協会の平成30年度事業計画・平成29年度事業報告書

参考資料2 「府中市の交通事故」となります。

過不足ございませんでしょうか。

続きまして、次第の3「会長の推薦」についてご説明いたします。

(挙手あり)

はい、どうぞ。

志水副会長

事務局の方でご提案がありましたらお願いします。

事務局

ただいま、副会長より事務局の提案とのご発言がございましたので、事務局からご提案をさせていただきます。事務局としましては、交通安全対策にかかせない、市内の交通安全対策や地域状況に深く精通しておられる交通安全協会会長の小牧委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし

事務局

それでは小牧委員、会長を宜しく願います。会長席にお移りいただき、ご挨拶をお願いいたします。

小牧会長

ただいまご紹介いただきました府中交通安全協会の小牧です。前会長の足元には及びませんが皆様から推薦を受けまして、会長の大役を仰せつかりました。皆さま方のご協力をいただきまして務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、以後の議事進行につきましては、小牧会長にお願いしたいと思います。ご協力ありがとうございました。

会長

それでは次第4の「議題」に入らせていただきます。

議題1「府中市の交通事故の状況及び交通事故防止対策」につきましてご説明をお願いします。

瀬崎委員

日頃、交通安全啓発活動や警察行政にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

それでは府中市の交通事故状況についてご説明いたします。まず皆様のお手元にあります資料1をご覧くださいと思います。府中警察署管内の過去5年間の交通事故状況について説明いたします。平成25年は発生件数706件、平成29年は416件と約半分近くまで減少しています。指数をご覧ください。平成25年を指数100としますと、平成29年は59と発生件数は減少しております。しかしながら死者数については昨年は4件ということで増加しております。平成25年から見ても死者数は増加しているということになります。負傷者数につきましては平成29年は470人、指数58とかなり減少しております。

都内を見ていただきますと平成25年が42,041件、平成29年は32,763件と減少しています。死者数は平成25年が168人に対し

て、平成29年は164人とやはり横ばい状態ということで、発生件数が減少している中で死者数が横ばいということは、重大事故の発生はあまり変わらないということが分かると思います。

続いて平成30年9月末の府中警察署管内の交通事故の発生状況になります。平成30年は発生件数312件、死者数2、重傷者数7、軽傷者数350となっています。昨年同時期と比較し発生件数は+8、死者数は-1、重傷者+4、軽傷者+5ということで、死者数以外はすべてプラスになっているということで、府中警察署としても交通安全対策により力を入れていかなければならないと思っています。

それではこういった事故が多いのかということですが、関与率の表を見ていただきますと、高齢者に関しては平成30年は97件で関与率31.1パーセント、平成29年は87件で関与率28.6パーセントですので増加しています。

二輪車に関しては平成30年の件数が55件で関与率17.6パーセント、平成29年が件数56件で関与率が18.4パーセントと減少しています。

一番問題の自転車ですが、平成30年は128件、関与率41パーセントということで、他市と比べると非常に高い関与率になっています。昨年は発生件数118件で関与率38.8パーセントということで昨年よりも増加しています。

貨物車については本年は94件、関与率は30.1パーセント、昨年は80件、関与率26.3パーセントということで増加となっています。

見ていただいた通り、自転車に関与する事故が非常に多くなっています。府中市は平野部が多く、また住宅街となっていることから通勤通学に自転車を使う人が多く、自転車事故件数が多いのではないかと考えています。そのようなことを踏まえて、府中警察署では自転車の安全利用キャンペーンや府中市のご協力を得て中学生に対するスケアード・ストレイト交通安全教室等の対策を行っております。

高齢者については各文化センターを利用した出前型の交通安全講習会や高齢者指導員による安全指導を通して安全意識の高揚を図り、また、反射材の着用を呼びかけるキャンペーンを実施していきます。

以上が府中市内の事故発生状況になります。

なお、今年に入り死亡事故は2件ということですが、この2件についてお話ししたいと思います。

1件目については今年の4月になります。府中市住吉町にある京王線の踏切で80歳代の男性が乗った自転車が、警報機が鳴っているにもかかわらず踏切内に侵入し、その後遮断機が下りてきて閉じ込められる状態になりました。男性は自転車を降りて遮断棒を押したのですが脱出することができず電車にはねられ亡くなった事故です。当初は踏切内ということで自殺等も考えられたのですが、設置されていたカメラを確認したところ、そのような状況が記録されており、交通事故ということが判明しました。

この事故に対し、府中警察署としては特別対策を実施しまして、自転車の正しい乗り方、安全利用五則を呼びかけ、事故現場でのチラシの配布等を行いました。更に鉄道事業者、道路管理者と合同実査を実施して安全対策を行いました。特に遮断棒は中折れができる棒に変えていただき、閉じ込められた場合には押すと出られるようにしました。また、路面補修、路面表示の溶着を実施しました。

続いて2件目の死亡事故です。これは6月になりますが、けやき並木北交差点で発生しました。70歳代のドライバーが運転する軽自動車は右折する際、直進の車を数台行かせた後に右折したところ、横断歩道を青信号で渡っていた歩行者に衝突し、更にブレーキを踏むところ、アクセルを踏んでしまい、轢過して10メートル先で車は止まり、歩行者が亡くなった事故です。対策としては、歩行者妨害を始めとする交差点違反の取り締まり強化、事故現場周辺での交差点での運転者と歩行者が互いに目を合わせるアイコンタクト運動のチラシの配布を行いました。また、道路管理者と協議して交差点のコンパクト化、歩車分離信号の設置を検討しているところ

ろです。

以上が今年発生した2件の死亡事故の概要になります。

続きまして、警視庁で今、力を入れている施策について説明します。

資料2を見ていただければと思いますが、トワイライト・オン運動の推進ということで、この時期は夕方になるとすぐに暗くなってしまいます。夕暮れ時は交通死亡事故が増加する傾向にあることから、早めに前照灯を点灯することで自分の存在を知らせるとともに、いち早く自転車や歩行者を発見して交通事故を防止しようということで、資料にあるように11月は16時にはライトを点灯しましょうという取り組みです。

また、夜間前照灯は上向きが基本ということで、前方に車や人がいなければハイビームを使用し、危険要因を早期に発見し、対向車や人が現れた場合にはロービームにして安全に走行するというのが基本になっています。これらをトワイライト・オン運動として対策を行っています。公用車両、庁用車におきましても早めのライト点灯を実施していただきたいと思っています。

続いて資料3ですが、12月は死者・重傷者数の合計は、過去3年平均68人で年間最多となっており、また飲酒事故も20件で過去最多となっているということで、年末は慌ただしさが増して「急ぎの心理」にならないようにという情報提供をしています。年末年始は渋滞も多くなりイライラする、裏道に入るとすいているのでスピードを出して事故を起こしてしまうということで、余裕を持った出発、「大丈夫だろう」という「だろう運転」ではなく「とび出してくるかもしれない」という「かもしれない」運転で、右足をアクセルからブレーキに移すといった危険を予測した運転をして下さいということでお願いをしております。

続いてお酒ですが、もう今は飲んだら乗らないというのは当たり前のことですが、気を付けていただきたいのは二日酔いです。二日酔いによるバイクの死亡事故等が大変増えていまして、今年は飲酒運転による死亡事故は昨年と比べプラス8件ということで9件発生しております。もちろん

「飲んだら乗らない」「飲酒した人には車を提供しない」「運転者には酒を提供しない」「飲酒した人の車に同乗しない」、また翌日早く運転する際は、早めにお酒も切り上げるということをお願いします。ちなみにアルコールが消費されるまで、体調等にもよりますがビール大瓶2本を30分以内に飲んだ場合は、体内からアルコールが消えるのに9時間以上かかるということです。12時を過ぎて飲んでいて朝6時に運転するということは、お酒が残っている状態になってしまいますので、翌日が早い日は飲まない、早めに切り上げるようにしてください。そのようなことで年末の安全対策を行っていきます。

あと資料はありませんが、警察庁の方から信号機のない横断歩道の安全対策について歩行者優先の意識を徹底するようという指示が来ております。過去5年間、歩行者と車の事故を見ても、大半が道路横断中の事故であって、横断歩道はあるが信号機がない道路で、車が横断歩道の前で減速せずに事故を起こしたというものが多いということで、横断歩道に関する交通ルールを再認識して歩行者優先を徹底していただきたい。更に東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えて、欧米諸国を見ますと歩行者と車の事故というのは少ないそうです。歩行者優先の意識が浸透しているということで、今後外国の観光客の増加が見込まれるので、そういった点も考慮して歩行者の安全確保に向けた取り組みをして下さい。

皆さん、横断歩道の手前にひし形のダイヤモンドマークというのがありますが、この先には横断歩道があるということです。もしそこに歩行者がいれば必ず一時停止してください。停止せずに歩行者が立ち止まったり、のけぞったりした場合には歩行者妨害となりますので、特に我々公務員はルールを守って範を示していただければと思います。

また、渡るかどうか判然としない歩行者がいた時も必ず減速をして歩行者優先を徹底してください。

以上、私から府中市内の交通事故状況についてお話をさせていただきます。

した。ありがとうございます。

会長

どうもありがとうございました。意見や質問があればよろしくお願ひします。

(挙手あり)

はい、どうぞ。

佐藤委員

一点確認をしたいのですが、トワイライト・オン運動の説明の中でライトの点灯についてロービームやハイビームのお話がありましたが、基本的にはどちらで走行すればよろしいのでしょうか。

瀬崎委員

基本はハイビームです。ですが市街部では対向車や通行人が多くいますのでロービームを使うことが多くなります。人や対向車がない状況ではハイビームにして人に気づけばロービームにしてもうといった使い方をお願いします。

会長

他にはありませんか。

(挙手あり)

はい、どうぞ。

高津委員

2点お伺ひします。まず、信号機のない歩道については歩行者優先ということで指導していただけるということですが、信号機の設置についてご要望をいただくことが多いのですが、設置の基準について教えていただけ

たらと思います。2点目は横断歩道で高齢者が渡り切れないことが多く、信号を長くする装置があると思うのですが、そういった装置を設置してほしいという要望もいただくのですが、その場合にはどのようにご対応いただけるのか教えていただきたいと思います。

瀬崎委員

まず信号機の設置につきましては基準が警察庁のほうから示されていて、数値的なものは記憶していませんが、ある程度の交通量があり、横断者がいること、さらに車がすれ違うことができること、たとえば主道路が、車がすれ違うことができても、それと交差する従道路が、車が交差することができなければ設置はできない。それにプラスして周囲の状況を勘案しながら交通管制課と協議しながら設置するかどうか検討します。

2点目の横断歩道を高齢者が渡り切れないときに、歩行者信号の青を伸ばす装置ですが、これは高齢者感応式信号といいまして、ボタンを押すと青が長くなるようなものになっていますが、高齢者の通行が多い交差点、さらに渡り切れないという要望をいただいたら交通管制課と協議して検討していきますので、そういったご要望があれば相談していただければと思います。

(挙手あり)

会長

はい、どうぞ。

赤野委員

トワイライト・オンのお話がありましたので、夕方もそうですが、まだ薄暗い明け方に前照灯がついていない車を多く見かけますので併せて啓発していただければと思います。それと、6月の死亡事故が発生した場所ですが、その交差点に近い位置に、その交差点に向かう結構人通りが多い

道があるのですが、ここには横断歩道が設置されておらず、そういったことで結構危ない思いをされている方もいるので、コンパクト化や歩車分離を考えているということなのですが、それと合わせて横断歩道の幅を広げるといった検討もお願いしたいと思います。

瀬崎委員

そういった道路があれば、道路管理者と話し合い歩道の拡幅や横断歩道の設置、信号機の設置等も検討していきたいと思います。

(挙手あり)

会長

はい、どうぞ。

佐藤委員

今、関戸橋の北で工事が行われていて、車線変更が行われてドライバーが戸惑っている状況の中で、関戸橋北交差点の周囲で鎌倉街道ですが駐車車両が多く、何とかしてほしいという声が住民からもドライバーからもいただいているので、工事に伴う車線変更もそうですが、急な車線変更にならないような指導を宜しくお願いします。

瀬崎委員

関戸橋は仮橋を作って、車線も変わったりして住民にご迷惑をかけているところですが、道路管理者や工事業者とも話し合っていて行っております。駐車車両については警察の業務になりますので、巡回を行って、駐車車両があればマイク広報による指導や取締りを行っていきたいと思います。

(挙手あり)

会長

はい、府中市の方からどうぞ。

石川次長

ただいま、いくつかご意見等もあったのですが、市の方からも回答させていただきたいと思います。道路の形状や表示の方法等、市民の皆さまや議会から要望等もいろいろございまして、それにつきましては我々地域安全対策課がまず受け止めまして、課内で話し合いをして、その都度警察に出向きまして内容をご説明して、必要があれば、それに応じた対応を現在とってもらっている状況です。具体的な対応につきましては先ほどから言われていますように警察庁の規定等もありますので、必ずできるかどうかという部分はあるのですが、どのようにしたら安全にできるか市でできる部分も考え、管理課等も含めまして対応しているところですので、今後も引き続きそのような要望があれば出していただきまして警察とともに対応していきたいと思っています。

会長

ありがとうございました。続きまして議題の2であります自転車活用推進計画について市の方からお願いします。

事務局

それでは平成30年6月に閣議決定されました、国の自転車活用推進計画につきましてもご説明させていただきます。

本日は資料3-1から3-3までご用意させていただきましたが、資料3-1「自転車活用推進計画の概要」を中心にご説明させていただきたいと思います。

現在この推進計画を土台として東京都が同様の計画の策定作業を進めており、今年度末から次年度にかけて出来上がる予定であると聞いております。都の計画を確認したのちに、府中市においても計画を策定していく

スケジュールとなります。

それではこの計画についてご説明いたします。まずこの計画の構成ですが1の総論、2の自転車活用の推進に関する目標及び実施すべき施策、3の自転車の活用推進に講ずべき措置、4としまして自転車の活用の推進に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するために必要な事項という形で構成されています。

次にそれぞれのご説明をさせていただきます。

1 総論の(1)自転車活用の推進計画の位置付けでございますが、これまで様々な法律に基づきまして自転車の対策を推進してまいりましたが、「自転車活用推進法」の施行を受け、自転車活用推進計画を我が国の自転車活用の推進に関してして基本となる計画として位置付けております。

(2)の計画期間ですが、長期的な展望を視野に入れつつ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、2020大会までの短期的なものとしてとされております。

(3)の自転車を巡る現状及び課題ですが、資料3-2「自転車活用推進計画」3ページをご覧ください。現状及び課題といたしまして「自転車は環境にやさしいモビリティであるとともにサイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実等、人々の行動を広げ、地域とのふれあいや仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツールでもある。また、その利用目的は、買い物や通勤・通学等幅広く、シティサイクルやスポーツタイプの自転車の他、障害者も楽しむことができるタンDEM自転車やハンドサイクル等、様々な自転車が普及している。このような暮らしを豊かにする自転車を巡り、現代社会が直面する課題は、次に示すように多様化している。」とされておりました。課題としましては「都市環境」、「国民の健康増進」、「観光地域づくり」、「安全・安心」の4項目を掲げております。この計画におきましては、「自転車を巡るこれらの現状及び課題に対応するため、自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策に加え、その達成に向けて計画期間に講ずべき必要な措置を定める。」としています。

資料3-1「自転車活用推進計画の概要」にお戻りください。2の自転車の活用に関する目標及び実施すべき施策をご覧ください。

次にこれらの課題に対応するため自転車の活用に関する目標と、目標達成のために実施すべき施策を記述しております。目標としては

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力のある健康長寿社会の実現

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

目標4 自転車事故の無い安全で安心な社会の実現

の4項目を掲げており、その目標達成のために実施すべき施策として、18項目が掲げられております。

それでは目標ごとに説明させていただきます。

目標1、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成ですが、実施すべき施策として

1 自転車通行空間の計画的な整備の促進

2 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保

3 シェアサイクルの普及促進

4 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備促進

5 自転車のIoT化の推進

6 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

の6項目を掲げております。

次に目標2、サイクルスポーツの振興等による活力のある健康長寿社会の実現ですが、実施すべき措置として

7 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進

8 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出

9 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

10 自転車通勤の促進

の4項目を掲げています。

次に目標3、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現ですが、実施すべき措置として

11 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致

12 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

の2項目を掲げております。

次に目標4 自転車事故の無い安全で安心な社会の実現ですが

13 高い安全性を備えた自転車の普及促進

14 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進

15 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施

16 学校における交通安全教室の開催等の推進

17 自転車通行区間の計画的な整備の促進

18 災害時における自転車の活用の推進

の6項目を掲げております。

続きまして、

3、自転車の活用の推進に関し講ずべき措置でございますが、施策を着実に実施するため、計画期間中に国が講ずる措置を一覧表に整理しております。資料3-2「自転車活用推進計画」15ページをご覧ください。15ページから27ページにかけて指標と国が実施する措置を掲げております。本来であれば指標と国が実施する措置についてもご説明させていただきたいところではございますが、お時間もございますので割愛させていただきます。なお、資料3-3「自転車活用推進計画について」に詳細が記載されておりますのでご覧ください。

国土交通省の説明では、通常国が策定する計画では抽象的な記載が多いなか、自転車活用推進計画については「目標」「実施すべき施策」「講ず

べき措置」の3項目を掲げ、より具体性を持たせている点を強調しており、この計画につきましては非常に力を入れている様子でございました。

また、地方自治体が計画を策定する際にも同様のつくりにしてほしいとのことでもございました。

資料3-1「自転車活用推進計画の概要」にお戻りください。

続きまして、4、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項でございますが

- (1) 関係者の連携・協力
- (2) 計画のフォローアップと見直し
- (3) 調査・研究、広報活動等
- (4) 財政上の措置等
- (5) 附則に対する今後の取組方針

を挙げております。

また、道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転講習制度運用状況等も踏まえつつ必要に応じて検討、自転車の損害補償については、条例等による保険加入を促進し、新たに補償制度の必要性を検討するとしております。

以上が国の自転車活用推進計画の概要となります。

自転車活用推進計画につきましては、国土交通省に自転車活用推進本部事務局を設置し作成しておりますが、内容や施策がさまざまな省庁を横断した内容となっており、政府一丸となって、施策を進めていくとのことでもございました。

本市におきましても、計画を策定する際には、地域安全対策課だけではなく、多くの部署による連携、協力が不可欠なものと捉えております。

また、国の計画では、18の施策と数多くの講ずべき措置が挙げられておりますが、地方自治体を対象とした措置でないものや、府中市には該当しそうでないものも含まれております。

地方自治体では、それぞれの地域特性に合わせた計画の策定を行う必要

がありますので、すべてを盛り込む必要はないとのことでございました。

冒頭も述べましたとおり、国の計画を受け、東京都においても計画の策定を進めているとのことでございます。都の予算では今年度末から次年度にかけて策定されるとの説明でございました。本市といたしましては、昨年の審議会をお願いさせていただきましたとおり「自転車活用推進法11条」の規定に基づき、本日も説明させていただきました自転車活用推進計画及び今後、都が策定する自転車活用推進計画を勘案して、本市の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画の策定に向け、本審議会において審議を進めて参りたいと考えておりますが、国及び都の動きが昨年考えていた以上に遅れていることから、策定に向けた実質的な審議は次年度以降になる見通しとなっておりますので、次年度以降もご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して意見や質問はありますか。

(挙手なし)

よろしいでしょうか。特に無いようですので次第5の「その他」に移りたいと思いますが、市から何かありますか。

事務局

市からは特にありません

会長

それでは平成30年度交通安全対策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。